

○制限外積載等許可事務処理要領について（例規）

昭和 44 年 6 月 24 日
兵警交規例規第 18 号警察本部長

みだしのことについて、次のように定め、昭和 44 年 7 月 1 日から実施する。

なお、貨物自動車の荷台乗車の許可の取扱いについて（昭和 38 年兵警交総例規第 44 号）は、廃止する。

記

1 趣旨

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に基づく車両の制限外積載、設備外積載及び貨物自動車の荷台乗車の許可（以下「制限外等許可」という。）並びに自動車の制限外牽引〔けん〕の許可（以下「制限外積載等許可」という。）の事務の斉一と適正を図るため、その処理要領を定めるものとする。

2 許可申請書の受理及び審査

(1) 受理

交通部高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、制限外積載等許可の申請を制限外積載設備外積載荷台乗車許可申請書（道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）別記様式第 4。以下「制限外積載等許可申請書」という。）又は制限外牽引の許可申請書（府令別記様式第 5）（以下「申請書等」という。）により受理したときは、当該申請の受理の状況を制限外積載等許可申請処理簿（様式第 1 号）により明らかにしておくものとする。この場合において、次に掲げる事項に留意しなければならない。

ア 許可申請者

許可申請者は、申請に係る車両（以下「申請車両」という。）の運転者が 1 人であるときは当該運転者を、申請車両の運転者が 2 人以上であるときは、その全員を申請者とすること。この場合において、許可申請者が 2 人以上となるときは、代表者に許可申請書を作成させるとともに、代表者以外の許可申請者の住所、氏名、免許の種類及び免許証番号を記載した運転者一覧表を別紙として添付させること。

イ 必要書類の提出

申請書等を受理する場合において、必要があると認めるときは、運転経路図、積載（牽引）見取図その他許可の審査に必要な書類を添付させること。

ウ 積載物の測定方法

道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「施行令」という。）第 22 条第 3 号及び第 23 条第 3 号に規定する積載物の長さ、幅及び高さの測定は、積載物の測定方法（別図）によること。

エ 同一車両で 2 以上の行為に係る許可

許可申請者が、同一の申請車両に係る 2 つ以上の異なる制限外等許可を同時に必要とする場合は、同一の制限外積載等許可申請書に、申請する全ての制限外等許可に係る事項を記載させること。

(2) 審査

ア 審査の内容

審査は、次に掲げる内容について行うこと。

- (ア) 申請書等の記載内容の適否
- (イ) 積載、乗車又は牽引をする申請車両の構造上の適否
- (ウ) 積載、乗車又は牽引の方法の適否
- (エ) 転落等防止措置の適否
- (オ) 運転の期間及び運転経路の適否
- (カ) 積載物の分割の可否
- (キ) その他道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑を図るため必要と認める事項

イ 審査の方法

審査に当たっては、申請車両に係る前記アに掲げる審査の内容について、図面、写真その他の資料により確認する方法で行うものとし、必要に応じて、車両の構造、貨物及びその積載状況並びに道路交通の状況について実査を行うこと。

ウ 特殊車両通行許可証等の確認

申請車両の構造、運転経路等から交通の安全及び円滑を図るため特に必要があると認める場合は、次に掲げる書類について確認し、許可取扱いの参考書類とすること。

- (ア) 特殊車両通行許可証（車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）様式第2）
- (イ) 自動車検査証（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和45年運輸省令第8号）第18号様式）

3 交通障害の照会

警察署長等は、制限外積載等許可の申請を受理した場合において、申請車両の運転経路に県外の道路又は県内の交通部高速道路交通警察隊若しくは当該申請を受理した警察署以外の警察署（以下「警察署等」という。）が担当し、若しくは管轄する道路が含まれるため交通障害の有無が明らかでないときは、県外の道路にあっては交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）に、県内の道路にあっては当該道路を担当し、又は管轄する警察署等の長に照会を行った上、許可の取扱いをするものとする。

4 許可の条件

(1) 制限外等許可

制限外等許可に付ける条件は、施行令第24条第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項のうち、必要と認める許可条件を付けるものとする。

ア 制限外積載及び設備外積載の許可

- (ア) 通行する道路の指定に関する事項
- (イ) 通行する時間の指定に関する事項
- (ウ) 先導車又は整理車を配置しての交通整理等事故防止上必要と認める事項
- (エ) 積載物の固定（緊縛）の方法、積載位置等事故防止上必要と認める事項
- (オ) その他道路における交通の安全及び円滑を図るため必要と認める事項

イ 荷台乗車の許可

- (ア) 通行する道路の指定に関する事項
- (イ) 通行する時間の指定に関する事項
- (ウ) 乗車の方法及び場所に関する事項
- (エ) 荷台に乗車する者の事故防止上必要と認める事項
- (オ) その他道路における交通の安全及び円滑を図るため必要と認める事項

(2) 制限外牽引の許可

- ア 通行する道路の指定に関する事項
- イ 通行する時間の指定に関する事項
- ウ 先行車、先導車、後方警戒車及び監視誘導員を配置しての交通整理等事故防止上必要と認める事項
- エ その他道路における危険を防止し、交通の安全及び円滑を図るため必要と認める事項

5 許可基準等

(1) 制限外積載

ア 許可の対象

制限外積載の許可は、施行令第 22 条及び第 23 条に規定する積載物の重量、大きさ及び積載の方法の制限を超える貨物を運搬する場合において、その貨物が電柱、変圧器等形態上単一の物件であり、分割し、又は切断することにより、当該貨物自体の効用又は価値を著しく損なうと認められるときに限り、許可するものとする。

イ 許可基準

制限外積載の許可基準は、制限外積載等許可基準（別表）のとおりとする。

(2) 設備外積載

ア 許可の対象

設備外積載の許可は、次に掲げる場合で、他に積載の方法がなく、かつ、申請車両の安全を害しないと認められるときに限り、許可するものとする。

- (ア) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）に規定する選挙運動又は政治活動を行うとき。
- (イ) 祭礼行事等のため当該車両に装飾を行うとき。
- (ウ) その他公益上又は社会通念上やむを得ないとき。

イ 許可基準

設備外積載の許可基準は、制限外積載等許可基準のとおりとする。

(3) 荷台乗車

ア 許可の対象

荷台乗車の許可は、次に掲げる場合で、他に運搬の方法がないと認められるときに限り、許可するものとする。ただし、運転経路に高速自動車国道又は自動車専用道路が含まれているときは、許可しないものとする。

- (ア) 災害、事故等の発生時に傷病者、応急作業に従事する者等を搬送するとき。
- (イ) 交通機関のストライキ等により、一般交通機関が停止している場合において通勤者等を搬送するとき。
- (ウ) その他公益上又は社会通念上やむを得ないとき。

イ 許可基準

荷台乗車の許可基準は、制限外積載等許可基準のとおりとする。

(4) 制限外牽引

ア 許可の対象

制限外牽引の許可は、道路交通法第 59 条第 2 項に規定する場合において、他に運搬の方法がないと認められるときに限り、許可するものとする。

イ 許可基準

制限外牽引の許可基準は、制限外積載等許可基準のとおりとする。

6 許可基準を超える制限外等許可を行おうとする場合の措置

警察署長等は、5 の(1)のイ、(2)のイ又は(3)のイに規定する許可基準を超える制限外等許可の申請を受理した場合において、当該申請に係る制限外等許可を行おうとするときは、交通規制課長と協議を行った上で、処理するものとする。

7 関係機関等との調整

(1) 関係機関との連携

警察署長等は、制限外積載等許可を行う場合において、申請車両に係る運行が、制限外積載等許可のほか、次に掲げる許可、回答及び認定（以下「許可等」という。）のいずれかを必要とするものであると認めるときは、当該許可等を行う関係機関との連携を図るように努めるものとする。

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の規定による限度超過車両の通行の許可

イ 道路法第47条の10第3項に規定する車両の通行可能経路の有無に係る回答

ウ 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の規定に基づく地方運輸局長の認定

(2) 関係機関等との申合せ

交通規制課長及び警察署長等は、制限外積載等許可に係る積載物の運搬が、通行止め等の交通規制を必要とするものであると認めるときは、運転経路の円滑と運搬中の交通事故の防止等を図るため、関係機関及び運輸事業者と必要な申合せを事前に行うように努めるものとする。

8 交番等の勤務員の専決事務

兵庫県警察処務規程（昭和 39 年兵庫県警察本部訓令第 6 号）第 12 条の規定により、警察署長が指定した交番及び駐在所において勤務する者が、制限外積載許可事務について専決処分のできる積載物は、2 の(1)のウに規定する積載物の測定方法により測定したものが、長さ 12 メートル、幅 2.5 メートル、高さ（車両の積載場所の高さを減じない高さ）3.8 メートル及び総重量が 20 トンを超えない範囲の積載物とする。

9 報告

警察署長等は、年度における制限外積載等許可事務の取扱状況を、制限外積載等許可取扱状況報告書（様式第 2 号）により、翌年度の 4 月 15 日までに交通規制課長に報告するものとする。

別表（5 関係）

制限外積載等許可基準

1 共通事項

許可の単位	許可の単位は、1 個（回）の運搬行為ごとに行うものとする。 ただし、同一運転者により定型的に反復継続して行われる運搬行為
-------	---

	<p>については、次の全ての要件を満たすものに限り、包括して1個（回）の運搬行為とみなして処理することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 同一車両であること。 2 同一品目の貨物等を同一の積載方法で運搬するものであること。 3 運転経路が同一であること。
許可の期間	<p>許可の期間は、申請車両による1個（回）の運搬行為の開始から終了までに要する期間とする。ただし、許可の単位の項ただし書の規定による処理をする場合の許可の期間は、次に掲げる許可の区分に応じて、それぞれに定める期間を超えない期間とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 制限外積載の許可又は制限外牽引の許可 1年 2 設備外積載の許可 3箇月 3 荷台乗車の許可 10日

2 制限外積載許可

- (1) 交通が、ふくそうする時間帯でないこと。
- (2) 通行する道路に、重量制限の行われている橋梁、高さ制限の行われている高架、トンネルその他の制限外積載の許可に係る貨物の運搬に障害となる工作物等がないこと。
- (3) 積載物の重量が、原則として施行令第22条第2号及び第23条第2号に規定する重量を超えるものでないこと。
- (4) 制限外積載の許可に係る申請が、次に掲げる積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載物の積載の方法の区分に応じて、それぞれに定める基準を超えるものでないこと。
 - ア 積載物の長さ 次の表の左欄に掲げる車両の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に定める基準

車両の種類	積載物の長さの基準
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車 大型特殊自動車 小型特殊自動車	当該自動車の長さに、その長さの10分の5の長さを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さは、16.0メートル（セミトレーラ連結車にあつては17.0メートル、フルトレーラ連結車にあつては19.0メートル、ダブルス連結車にあつては21.0メートル）を超えないこと。
大型自動二輪車 普通自動二輪車	<ol style="list-style-type: none"> (ア) 当該大型自動二輪車及び普通自動二輪車の乗車装置又は積載装置（リヤカーを牽引する場合にあつては、牽引されるリヤカーの積載装置）の長さの2倍の長さ (イ) 側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあつては、当該大型自動二輪車及び普通自動二輪車の長さにその長さの10分の5の長さを加えたもの
原動機付自転車	当該原動機付自転車の積載装置（リヤカーを牽引する場合にあつては、牽引されるリヤカーの積載装置）の長さの2倍の長さ

- イ 積載物の幅 次の表の左欄に掲げる車両の種類に応じて、それぞれ同表の右欄に定める基準

車両の種類	積載物の幅の基準
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車	当該自動車の幅に1.0メートルを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅は、3.5メートルを超えないこと。

大型特殊自動車	
小型特殊自動車	当該自動車の幅に 1.0 メートルを加えたもの
大型自動二輪車 普通自動二輪車	(ア) 当該大型自動二輪車及び普通自動二輪車の幅（総排気量 0.125 リットル以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあっては、牽引されるリヤカーの積載装置の幅に 1.0 メートルを加えたもの） (イ) 側車付きの大型自動二輪車及び普通自動二輪車にあっては、当該大型自動二輪車及び普通自動二輪車の幅に 1.0 メートルを加えたもの。ただし、積載物を積載した状態の大型自動二輪車、普通自動二輪車及び積載物全体の幅は、3.5 メートルを超えないこと。
原動機付自転車	当該原動機付自転車の幅（リヤカーを牽引する場合にあっては、牽引されるリヤカーの積載装置の幅に 1.0 メートルを加えたもの）

ウ 積載物の高さ 次の表の左欄に掲げる車両の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準

車両の種類	積載物の高さの基準
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車 大型特殊自動車	4.3 メートル（三輪の普通自動車及び軽自動車にあっては、3.0 メートル）から当該自動車の積載をする場所の高さを減じたもの
小型特殊自動車	2.5 メートルから当該自動車の積載をする場所の高さを減じたもの
大型自動二輪車 普通自動二輪車	2.5 メートルから当該大型自動二輪車及び普通自動二輪車の積載をする場所の高さを減じたもの
原動機付自転車	2.5 メートルから当該原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じたもの

エ 積載物の積載の方法 次の表の左欄に掲げる車両の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準

車両の種類	積載物の積載の方法の基準
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車 大型特殊自動車 小型特殊自動車	(ア) 自動車の車体の前後から当該自動車の長さの 10 分の 3 の長さを超えてはみ出さないこと。 (イ) 自動車の車体の左右から 0.5 メートルを超えてはみ出さないこと。
大型自動二輪車 普通自動二輪車	(ア) 大型自動二輪車及び普通自動二輪車の乗車装置又は積載装置の前後から当該大型自動二輪車及び普通自動二輪車の乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。 (イ) 積載物を積載した状態の大型自動二輪車、普通自動二輪車及び積載物全体の幅は、当該大型自動二輪車及び普通自動二輪車の幅を超えないこと（総排気量 0.125 リットル以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあっては、牽引されるリヤカーの積載装置の左右から 0.5 メートルを超えてはみ

	出さないこと。)
原動機付自転車	(ア) 原動機付自転車の積載装置の前後から当該原動機付自転車の積載装置の長さを超えてはみ出さないこと。 (イ) 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅は、当該原動機付自転車の幅を超えないこと（リヤカーを牽引する場合にあっては、積載装置の左右から 0.5 メートルを超えてはみ出さないこと。)

3 設備外積載許可

- (1) 通行する道路又は交通の状況等から支障がないと認められるものであること。
- (2) 積載物の重量が、原則として施行令第 22 条第 2 号及び第 23 条第 2 号に規定する重量を超えるものでないこと。
- (3) 転落し、又は飛散するおそれのない貨物であること。
- (4) 一時的に運搬するものであること。

4 荷台乗車許可

- (1) 通行する道路又は交通の状況等から支障がないと認められるものであること。
- (2) 荷台乗車人員は、申請車両の構造、装置、状態等を勘案し、危険防止上必要最小限度のものであること。ただし、乗車人員 1 人当たりの荷台使用面積は、0.5 平方メートル以上を確保すること。

5 制限外牽引許可

- (1) 通行する道路又は交通の状況等から支障がないと認められるものであること。
- (2) 転落し、又は飛散するおそれのない貨物であること。
- (3) 一時的に運搬するものであること。

制限外積載等許可申請処理簿

（ 年）

受理番号	受理月日	申請者	申請（許可）の種別	県内 県外の区分	交付月日	許可証受領者	取扱者	備考
	・	ほか人	<input type="checkbox"/> 制限外 <input type="checkbox"/> 設備外 <input type="checkbox"/> 荷台 <input type="checkbox"/> 牽引	<input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 県外	・			
	・	ほか人	<input type="checkbox"/> 制限外 <input type="checkbox"/> 設備外 <input type="checkbox"/> 荷台 <input type="checkbox"/> 牽引	<input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 県外	・			
	・	ほか人	<input type="checkbox"/> 制限外 <input type="checkbox"/> 設備外 <input type="checkbox"/> 荷台 <input type="checkbox"/> 牽引	<input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 県外	・			
	・	ほか人	<input type="checkbox"/> 制限外 <input type="checkbox"/> 設備外 <input type="checkbox"/> 荷台 <input type="checkbox"/> 牽引	<input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 県外	・			
	・	ほか人	<input type="checkbox"/> 制限外 <input type="checkbox"/> 設備外 <input type="checkbox"/> 荷台 <input type="checkbox"/> 牽引	<input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 県外	・			
	・	ほか人	<input type="checkbox"/> 制限外 <input type="checkbox"/> 設備外 <input type="checkbox"/> 荷台 <input type="checkbox"/> 牽引	<input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 県外	・			
	・	ほか人	<input type="checkbox"/> 制限外 <input type="checkbox"/> 設備外 <input type="checkbox"/> 荷台 <input type="checkbox"/> 牽引	<input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 県外	・			
	・	ほか人	<input type="checkbox"/> 制限外 <input type="checkbox"/> 設備外 <input type="checkbox"/> 荷台 <input type="checkbox"/> 牽引	<input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 県外	・			
	・	ほか人	<input type="checkbox"/> 制限外 <input type="checkbox"/> 設備外 <input type="checkbox"/> 荷台 <input type="checkbox"/> 牽引	<input type="checkbox"/> 県内 <input type="checkbox"/> 県外	・			

- 注 1 申請を受理したときは、「受理番号」欄に受理番号を記載すること。
 2 申請を許可したときは、受理番号を許可番号として許可証に記載すること。
 3 申請を不許可としたときは、備考欄にその要旨を記載すること。
 4 申請者が2人以上であるときは、「申請者」欄に代表者の氏名を記載し、申請者から代表者を除いた人数を記載すること。
 5 申請の種別に応じて「申請（許可）の種別」欄の該当する□にレ印を付すること。
 6 目的地に応じて「県内県外の区分」欄の該当する□にレ印を付すること。
 7 許可証を交付したときは、「許可証受領者」欄に受領した者の署名等を求めること。

様式第2号 (9関係)

制限外積載等許可取扱状況報告書

(年度中)

警察署 (隊)

(担当者 : 警電 :)

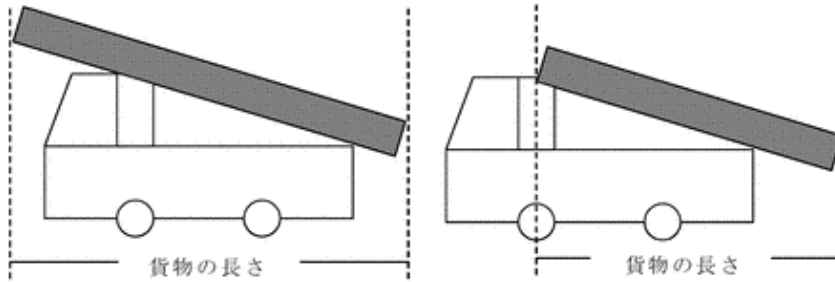
種別 月別	制限外		設備外		荷台乗車		牽引	計
	県内	県外	県内	県外	県内	県外		
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
計								
総計								

別図（2関係）

積載物の測定方法

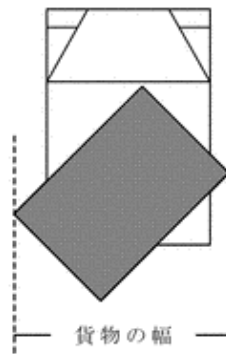
1 長さ

長さは、貨物自体の長さでなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に水平に測る。



2 幅

幅は、貨物自体の幅でなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る。



3 高さ

高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載をする場所の高さを減じて測る。

